

令和3年度監査の執行状況

令和4年4月

岩手県監査委員事務局

目 次

	頁
第1 令和3年度監査等の執行状況	1
1 実施計画	1
(1) 基本方針	1
(2) 個別実施方針	1
ア 定期監査	
(ア) 執行方針	
(イ) 重点項目	
(ウ) 継続調査項目	
イ 行政監査	
ウ 随時監査	
(ア) 工事現場監査	
(イ) 特定のテーマを設定した随時監査	
(ウ) その他の随時監査	
エ 財政的援助団体等監査	
(ア) 執行方針	
(イ) 重点項目	
オ 現金出納検査	
(ア) 執行方針	
(イ) 重点項目	
カ 内部統制評価報告書審査	
キ 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査	
ク 健全化判断比率等審査	
ケ 指定金融機関等監査	
2 実施状況	3
(1) 定期監査	3
ア 監査対象機関及び実施箇所数	
イ 実施時期	
(2) 行政監査	3
ア 行政監査的視点から行った監査	
学校徴収金、団体徴収金の管理等について	3
イ 特定のテーマを設定した行政監査	
県有未利用資産の活用・処分に向けた取組の状況について	
(3) 随時監査	3
ア 工事現場監査	
イ 特定のテーマを設定した随時監査	
広域振興局が独自に行う地域振興事業費等の実施状況について	
ウ その他の随時監査	
(4) 財政的援助団体等監査	3
(5) 現金出納検査	4
(6) 内部統制評価報告書審査	4

(7) 決算審査	4
ア 普通会計の決算審査	
イ 公営企業会計の決算審査	
(8) 定額資金運用基金運用状況審査	4
(9) 健全化判断比率等審査	4
ア 健全化判断比率審査	
イ 資金不足比率審査	
(10) 指定金融機関等監査	5
(11) 住民監査請求に基づく監査	5
第2 定期監査の結果	6
1 指摘の状況	6
2 事務費の不適切な事務処理に係る監査	7
3 行政監査的視点から行った監査	7
(1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について	7

[資料編]

1	定期監査の実施状況	8
(1)	監査対象機関及び実施箇所数	8
(2)	監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表	9
(3)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)	10
(4)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)	16
2	定期監査の結果	17
(1)	指摘の内容	17
(2)	監査台帳 (抜粋)	19
3	行政監査 (特定テーマ) の結果	23
	県有未利用資産の活用・処分に向けた取組の状況について	23
4	随時監査の結果	41
(1)	工事現場監査	41
(2)	特定のテーマを設定した随時監査	42
	広域振興局が独自に行う地域振興事業費等の実施状況について	42
(3)	その他の随時監査	53
5	財政的援助団体等監査の結果	54
(1)	指摘の内容	54
(2)	監査台帳 (抜粋)	54
6	内部統制評価報告書審査意見書の概要	55
7	決算審査	56
(1)	令和2年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	56
(2)	令和2年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	57
(3)	令和2年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	59
(4)	令和2年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	61
(5)	令和2年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要	63
8	定額資金運用基金運用状況審査	65
(1)	令和2年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	65
9	健全化判断比率等審査	66
(1)	令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	66
(2)	令和2年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	71
10	住民監査請求に基づく監査の結果	72
11	監査の組織体制	73
(1)	監査委員	73
(2)	監査委員事務局組織	73

監査結果については、県公式ホームページの「岩手県報ホームページ」で公表しています。
(<https://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s19Kenpo/>)
岩手県報ホームページの「過去の県報」サイト内検索で「監査委員告示」と入力して、ご覧ください。

第1 令和3年度監査等の執行状況

1 実施計画

(1) 基本方針

県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第12号）に基づき以下のとおり令和3年度における監査等を実施する。

定期監査は、財務監査を中心として、監査対象機関が所掌する事務全般について、内部統制に依拠した効率的かつ効果的な監査を実施する。

行政監査は、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、定期監査において財務監査と併せて行うほか、特定の課題についてテーマを設定した監査を実施する。

随時監査は、工事現場監査のほか、令和3年度においては、より経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した監査を新たに実施する。

財政的援助団体等監査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び指定金融機関等監査についても、それぞれの事務が目的に沿って行われているか、法令に適合し、かつ、正確であるか等について厳正に監査等を実施する。

(2) 個別実施方針

ア 定期監査

(ア) 執行方針

令和3年度の定期監査は、監査対象機関における収入、支出、契約、財産管理及び行政運営並びに現金等の出納保管に関する事務事業について、関係帳票・証書類及び担当職員からのヒアリング等により実施する。

監査の実施に当たっては、監査委員監査基準に基づき以下のとおり重点項目等を定め、監査対象機関の内部統制の取組状況やこれまでの定期監査の実施結果等を踏まえ、よりリスクの高い事務事業への重点化とともに、事務事業の経済的、効率的及び有効的な実施という観点を重視するものとする。

監査の結果、留意改善が必要な事案が認められた場合は、事案の指摘、注意等に止まらず、当該事案の発生原因等の把握に努め、早期是正と再発防止、さらにはより良い事務事業の執行につながる措置を講じることが出来るよう監査対象機関等に助言等を行うものとする。

(イ) 重点項目

(財務監査)

- ・ 内部統制の取組状況（内部統制の不備に該当する事案の発生防止策等）
- ・ 収入確保の取組状況（債権管理、未収金回収、減免手続等）
- ・ 事務事業の執行状況（事業目的の達成状況）

(行政監査)

- ・ 内部統制の取組状況（内部統制の不備に該当する事案の発生防止策等）

(ウ) 継続調査項目

(財務監査)

- ・ 収入事務（調定の時期及び金額）
- ・ 支出事務（赴任旅費）
- ・ 財産管理事務（財産管理簿等及び備品管理一覧表等の整理）

(行政監査)

- ・ 学校徴収金及び団体徴収金の管理状況

イ 行政監査

行政監査のうち、定期監査と併せて行う行政監査は、「ア 定期監査」に記載のとおりとする。

また、特定の課題についてテーマを設定した行政監査を令和3年7月から令和3年12月の間に実施するものとし、令和3年6月までにテーマを決定、実施計画を定めるものとする。

その他、監査委員が必要と認めるときは随時に実施するものとする。

ウ 随時監査

(ア) 工事現場監査

県営建設工事等を対象に令和3年10月から令和3年11月にかけて行うものとし、令和3年6月までに実施計画を定めるものとする。

(イ) 特定のテーマを設定した随時監査

経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した随時監査を令和3年7月から令和3年12月の間に実施するものとし、令和3年6月までにテーマを決定、実施計画を定めるものとする。

(ウ) その他の随時監査

必要の都度、監査委員協議により随時実施するものとする。

エ 財政的援助団体等監査

(ア) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

令和3年度監査の実施に当たっては、令和2年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する

(イ) 重点項目

a 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等

- ・財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
- ・計画と実施内容は相違していないか。

b 出資している団体等

- ・帳簿その他証拠書類は整備され、かつ、正確に記載されているか。
- ・事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。

c 公の施設の管理を行わせている団体等

- ・協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
- ・仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

オ 現金出納検査

(ア) 執行方針

現金出納に関する事務処理の是正を図り、事故を防止するとともに、現金出納の正確性を担保するため、令和3年度の現金出納検査を次のとおり実施する。

毎月の現金出納の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかについて、毎月、前月分を対象として、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、保管現金の確認、収入支出状況等の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書類の審査等により実施する。

(イ) 重点項目

a 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

- ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
- ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
- ・収入支出手続きは適正に行われているか

b 公営企業会計

- ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
- ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
- ・現金は確実かつ有利な方法で安全に運用されているか

カ 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書審査は、令和3年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとし、同年6月までに実施計画を定めるものとする。

キ 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査等は、令和3年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとし、同年6月までに実施計画を定めるものとする。

ク 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査は、令和3年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとし、同年6月までに実施計画を定めるものとする。

ケ 指定金融機関等監査

指定金融機関等の監査は、地方自治法第235条の2第2項及び地方公営企業法第27条の2第1項の規定に基づき、監査委員が必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長、公営企業管理者の要求があるときに実施する。

必要の有無の判断に資するため、会計管理者及び公営企業管理者が行った指定金融機関等の検査結果の報告を求めたうえで、監査委員協議に諮るものとする。

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

令和3年度の定期監査の実施状況は、監査対象344機関（普通会計315機関、企業会計29機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100%である。

区分	令和3年度			令和2年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	315	315	100.0%	313	313	100.0%
企業会計	29	29	100.0%	28	28	100.0%
計	344	344	100.0%	341	341	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～8月	本庁各課・委員会	普通会計	90
		広域振興局等	普通会計	65
		出先機関（知事部局）	普通会計	18
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	2
	6月～8月	本庁（流域下水道事業）	企業会計	1
		医療局本庁	企業会計	1
		県立病院	企業会計	15
		企業局本庁	企業会計	1
小計				193
期中監査	10月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	38
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	102
		県立病院	企業会計	11
	小計			
合計				344

(2) 行政監査

ア 行政監査的視点から行った監査

定期監査の中で財務監査と一体的・総合的に実施した。

また、定期監査等実施計画の中で、次のとおり重点項目等を定めて実施した。

- ・内部統制の取組状況
- ・学校徴収金及び団体徴収金の管理状況

イ 特定のテーマを設定した行政監査

令和3年度においては、「県有未利用資産の活用・処分に向けた取組の状況について」をテーマに、県有未利用資産の活用・処分に向けた取組や管理の状況、個別施設計画の策定状況等を確認し、現状及び改善点を明らかにすることにより、県有未利用資産の活用・処分について適切に取り組むことを促し、もって県有財産の機能・役割が十分に果たされることを目的として行政監査を実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

(3) 随時監査

ア 工事現場監査

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに主眼をおいて実施した。

令和3年度は、6機関、12箇所について実施した。

イ 特定のテーマを設定した随時監査

令和3年度は、より経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した随時監査を新たに実施することとし、「広域振興局が独自に行う地域振興事業費等の実施状況」をテーマとして実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

ウ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。

令和3年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を実施する必要がある事案はなかったことから実施しなかった。

(4) 財政的援助団体等監査

令和3年度は、監査対象59団体のうち、23団体（出資団体12団体、補助等財政的援助6団体、指定管理者5団体：複数該当9団体）を実施し、その実施率は39.0%である。

(5) 現金出納検査

令和3年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 内部統制評価報告書審査

監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された令和2年度岩手県内部統制評価報告書について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から審査を実施し、令和3年9月10日に審査意見書を提出した。

(7) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に行なった監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和3年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

令和2年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施し、令和3年9月10日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計及び岩手県流域下水道事業会計の4会計について決算審査意見書を提出した。

(8) 定額資金運用基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

令和2年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、令和3年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

(9) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和3年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	13.7	15.3	△ 1.6	25.0	35.0
将来負担比率	221.5	221.7	△ 0.2	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、令和2年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和3年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

会 計 名	令和2年度	令和元年度	増 減	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(10) 指定金融機関等監査

令和3年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しなかった。

(11) 住民監査請求に基づく監査

令和3年11月19日付けで県民1名から提出された「知事政務秘書に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、令和4年1月14日付けで請求人あて通知した。

令和4年1月14日付けで却下決定を通知した「知事政務秘書に関する住民監査請求」について、同請求人から令和4年2月11日付けで、先の請求に補正を施した上で再度住民監査請求が提出されたが、請求要件を欠き不適法であることから却下と決定し、令和4年3月29日付けで請求人あて通知した。

第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

1 指摘の状況

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は32件（普通会計27件、企業会計5件）となっており、令和2年度に比べて1件増加している。

主な内容は、調定を行っていないなど収入事務の不適當なものが2件、支出金額の誤り、諸手当の誤支給など支出事務の不適當なものが5件、積算誤り、変更契約理由の不適當など契約事務の不適當なものが5件、財産台帳等を整理していないもの、物品の取得、管理又は処分の手続などの財産管理の不適當なものが8件、その他不適當なものとして工事の執行1件、行政事務が3件となっている。

なお、指摘としたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	R3年度 件数	R2年度 件数	増減
予算経理		(0件)	0	0	0
収入事務	○調定を行っていないもの	大船渡病院 (1件)	2	5	△ 3
	○納期限が不適當なもの	産業技術短期大学校水沢校 (1件)			
支出事務	○支払を行っていないもの	交通政策室 (1件)	5	4	1
	○支出金額を誤っているもの	産業経済交流課 地域福祉課 定住推進・雇用労働室 (3件)			
	○報酬、諸手当、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	岩谷堂高等学校 (1件)			
契約事務	○指名競争入札又は随意契約の要件に該当しないもの	県南) 林務部 流通課 (2件)	13	2	11
	○積算を誤っているもの	宮古病院 スポーツ振興課 定住推進・雇用労働室 (3件)			
	○落札人の決定を誤っているもの	千厩警察署 (1件)			
	○入札保証金又は契約保証金を理由もなく免除しているもの	岩手土木センター 遠野病院 (2件)			
	○変更契約の理由又は時期が不適當なもの	北上土木センター 県南) 土木部 二戸土木センター (3件)			
	○契約の目的、規格、数量、価格、条件等契約内容が不明確なもの	林業技術センター (1件)			
	○その他契約事務の不適當	管財課 (1件)			
工事の執行	○検査の内容、時期、方法等が不適當なもの	遠野病院 (1件)	1	0	1

補助金事務			0	0	0
		(0件)			
財産管理	○財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの	環境保全課 花巻土木センター 一関児童相談所 大東病院 (4件)	8	11	△ 3
	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	大船渡農林振興センター 障がい保健福祉課 (2件)			
	○帳簿残高と現物が一致しないもの	一関第一高等学校 (1件)			
	○債権保全手続きが不適当なもの	宮古保健福祉環境センター (1件)			
行政事務	○執行管理体制の不適當(法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの)	大船渡保健福祉環境センター (1件)	3	9	△ 6
	○執行管理体制の不適當(執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	沿岸) 土木部 農業高等学校 (2件)			
計			32	31	1

2 事務費の不適當な事務処理に係る監査

過去に発生した需用費等の不適當な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適當な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について

県立学校等における「学校徴収金及び団体徴収金の管理等」について、事故防止や適正な会計事務処理のための内部統制が十分に機能しているかなどを主な視点として、監査を行った。